② 客観的な需要予測を含むデューディリジェンス、適切な支援等により、長期的な収益が見込まれること。
③ 民間事業者との共同事業の終了時における、株式等の譲渡その他の方法による資金回収が可能となる蓋然性が高いこと。
④ 外部要因等により撤退を余儀なくされる場合に備え、関係者との間で、あらかじめ撤退に関する取決めを行っていること。

（4）他の公的機関との関係

株式会社国際協力銀行、独立行政法人国際協力機構及び独立行政法人日本貿易保険をはじめとする他の公的機関による支援のみでは十分な実施が困難であること。

2．対象事業支援全般について機構が従うべき事項

機構が対象事業支援を行うに当たっては、以下に掲げる（1）から（5）までについて、そのいずれにも従うこととする。

（1）運営全般

① 公的資金の活用であることに鑑み、政策的意義に沿って効率的に運営すること。
② 民間の事業活動の後押しをする視点を踏まえ、民業補完に徹すること。
③ 機構は、リスクが高く民間事業者及び他の公的機関による支援のみでは十分な実施が困難な事業に対し、関係者間で適切なリスク共有を図りつつ資金供給を行うこと。
④ 支援に必要な組織体制を構築し、適切な人材育成を行うこと。
⑤ 現地における我が国公的機関と連携し、対象事業の円滑な運営のため、相手国政府・企業その他関係者との交渉・調整を行うこと。
⑥ 国に対し、対象事業の状況に関し適時適切に報告すること。
⑦ 新規及び継続中の対象事業について、支援継続の必要性を毎年度検証すること。また、政府が5年ごとに行う検討に併せて、継続中の支援の廃止、新規の支援の終了時期、機構の組織の在り方等について検証すること。
⑧ 投資に係るリスクを継続的に把握・評価し、専門人材の確保を含めた適切なリスク管理を行うこと。併せて、コンプライアンスリスクの管理も十分に行うこと。

（2）投資規律の確保

① 情報の取扱いについては、競争に影響を与え得ること等を踏まえ、適正に行うこと。また、適切な情報開示を継続的に行うことで、国民に対する説明責任を果たすこと。
② 事業を推進する機能と事業性を判断する機能のバランスが取れた適切な体制を構築すること等を通じ、投資規律を確保するとともに、案件を迅速に処理すること。
③ 民間事業者等の慣行を踏まえ、投資プロフェッショナルをはじめとする機構の役職員の報酬を業績と連動させる等、機構の役職員が責任をもって業務を行う執行体制を整備すること。
④ 投資事業を行う組合等を経由した支援を行う場合においても、政策的意義を踏まえた適切な投資が行われるよう、契約等により担保するとともに、適切にフォローアップを行うこと。

（3）機構の長期収益性

① 個別の対象事業支援を通じて得られる総収入額が、長期的に必要な総支出額（出資者に対する適切な配当を含む。）を上回るように、事業年度ごとに進捗状況や収益性を適宜評価しつつ、長期収益性を確保すること。
② 対象事業の業績が悪化した場合に、その改善に向けた措置を尽くすこと。それでもなお改善が見込めない場合には、対象事業者を含む第三者への保有株式売却等の方策を検討すること。
③ 対象事業が、特定の事業類型に過度に偏ることがないよう、機構の目的の範囲内における投資の中で適切な分散投資を行うこと。

（4）機構への民間出資者等との関係

① 機構への民間出資者等の構成について、機構の中立性及び幅広い民間出資者等を確保する観点から適切なものにすること。
② 機構の業務執行の方針について、機構への主な民間出資者等から十分な意見聴取を行うとともに、必要に応じて機構の運営に反映させること。

（5）その他

① 以上の他、機構の運営に適用される政府としての方針に従うこと。
② 中小事業者の海外展開の支援や地方公共団体の海外協力との連携にも配慮すること。

（注）この支援基準における用語のうち、法において定義が定められているものについては、その例による。

○国土交通省告示第九百八十二号

株式会社海外交通・都市開発事業支援機構法施行規則（平成二十六年国土交通省令第六十四号）附則第二条の規定に基づき、国土交通大臣が行う株式会社海外交通・都市開発事業支援機構法（平成二十六年法律第二十四号）の施行の状況等の検討に係る実施要領を次のように定める。

平成二十六年十月十四日

国土交通大臣　太田　昭宏

株式会社海外交通・都市開発事業支援機構法の施行の状況等の検討に係る実施要領

（趣旨）

第一条　本要領は、株式会社海外交通・都市開発事業支援機構法の施行の状況等に係る検討が適切に行われるよう必要な事項を定めるものである。

（法の施行の状況等の検討）

第二条　国土交通大臣は、次に掲げる検討を行うものとする。

一　株式会社海外交通・都市開発事業支援機構（以下「機構」という。）が適切に運営され、かつ、機構の支援により海外において交通事業及び都市開発事業を行う者等の当該市場への参入が促進されているとの検討

二　民業補完及び官の役割のスリム化の観点から、新規案件の引受の終了時期、機構の解散その他組織及び業務の全般についての検討

三　前二号に掲げるもののほか、機構の運営状況を踏まえ、必要な事項についての検討

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○国土交通省告示第九百八十三号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十六年十月十四日

国土交通大臣　太田　昭宏

第1　起業者の名称　国土交通大臣

第2　事業の種類　一般国道56号改築工事（中村宿毛道路・高知県宿毛市平田町戸内字中大和田地内から同市和田字唐川口地内まで）

第3　起業地

1　収用の部分　高知県宿毛市平田町戸内字中大和田、字源光院ノ谷、字大田谷及び字飯ノ山、山奈町芳奈字飯ノ山、字カタギ谷、字飯ノ谷、字次良三畑、字ゴンスヤンキ、字柿ノ木山、字亀ノ甲、字マコトキ、字二人尻、字ミカスミ、字丸山、字デイ谷、字二人尻、字ミカスミ、字丸山、字倉ヶ谷、字浦田山、字狸穴、字長畝山、字神ノ谷、字タテダシ及び字稲干場、平田町中山字大ホリ田、字下モ谷、字谷ヤシキ、字岡ノ下、字中ノ山、字イタチ山、字小路屋敷、字竹ノ下及び字高原、押ノ川字押ノ川森山、字早稲田、字野谷、字源内寺山、字石ケ谷、字北ノ谷、字四郎五郎、字土居屋敷、字上屋敷、字ヤグラ谷、字天ヶ谷、字ハスケ谷、字ヤシキ、字寺中、字西森山、字六之坂、字トノウラ谷、字ヒイラキ馱場山、字ヒイラキ及び字ヌタツボ並びに和田字長畑山、字長畑、字首ヶ谷山、字ツツラ谷、字首ヶ谷、字唐河谷山、字箕腰谷、字カヤ刈場、字小峠山、字西小峠、字梅ノ木谷山、字小梅ノ木谷、字東小峠、字唐川谷及び字唐川口地内

2　使用の部分　高知県宿毛市平田町戸内字中大和田、字源光院ノ谷及び字飯ノ山、山奈町芳奈字飯ノ山、字カタギ谷、字飯ノ谷、字次良三畑、字ゴンスヤンキ、字柿ノ木山、字亀ノ甲、字マコトキ、字二人尻山、字デイ谷、字二人尻、字ミカスミ、字丸山、字倉ヶ谷、字浦田山、字狸穴、字長畝山、字神ノ谷、字タテダシ及び字稲干場、平田町中山字大ホリ田、字下モ谷、字谷ヤシキ、字岡ノ下、字中ノ山、字馬ノ谷、字イタチ山、字小路屋敷及び字高原、押ノ川字押ノ川森山、字早稲田、字野谷、字源内寺山、字石ケ谷、字北ノ谷、字四郎五郎、字土居屋敷、字ヤグラ谷、字天ヶ谷、字ハスケ谷、字ヤシキ、字寺中、字西森山、字六之坂、字トノウラ谷、字ヒイラキ馱場山、字ヒイラキ及び字ヌタツボ並びに和田字長畑山、字長畑、字長畑口、字首ヶ谷山、字ツツラ谷、字首ヶ谷、字唐河谷山、字箕腰谷、字カヤ刈場、字梅ノ木谷山、字東小峠及び字唐川谷地内

第4　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。